

●香川県告示第66号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

善通寺市金蔵寺町180番地
七王工業株式会社 宮家 登

(2) 事業場の所在地及び名称

善通寺市金蔵寺町180番地
七王工業株式会社

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	パルプ、紙又は紙加工品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	①200m ³ /min 1基、②260m ³ /min 1基 ③200m ³ /min 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後10日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		① 連続16時間使用、②③連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	10.5	6.0~10.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①1,000、②100、③2,000	①2,000、②150、③4,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①3,000、②300、③1,500	①6,500、②600、③2,500
	浮遊物質量 (mg/l)	①1,500、②50、③1,000	①3,000、②100、③2,000
	窒素含有量 (mg/l)	①150、②50、③200	①250、②150、③400
	りん含有量 (mg/l)	①1、②③5	①3、②③10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①③0.011、②0.013	①2.85、②3.26、③2.75
その他参考となるべき事項		汚水等は年1回産業廃棄物として処分する。	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更無し。

(備考) 今回特定施設を設置するが、今回設置する特定施設に係る汚水等は産業廃棄物として処

分するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年3月5日から同月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

善通寺市市民部生活環境課